

令和 7 年 12 月

お客様各位

豊橋商工信用組合

大口現金払戻時における事前のご連絡について（お願い）

平素より豊橋商工信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、300 万円超の大口現金払戻をご希望のお客様は、払戻の

前営業日の午前中までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、特殊詐欺等の金融犯罪対策の観点から、法令に則り取引時確認のほか、

取引理由などの事情をお伺いする等ご協力をお願いする場合がございます。

その際、伺った内容により特殊詐欺等の被害が疑われるような場合、お振込み等

の代替手段をご提示させていただくことがあります。

なお、事前にご連絡のない当日の大口現金払戻につきましては、お振込みによる

払戻をお願いする場合がございます。何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上